

論壇

税理士目線での成年後見制度

検討すべき課題

I はじめに

成年後見制度については、本紙No.637(22・2・1、4頁)において、制度導入10年を記して伊藤住江会員から、制度の現状及び課題に関しての概括的な

II 税理士から見た成年後見制度

1 本人の立場

(1) 税務上の義務違反 成年後見制度が導入されたことで、成年被後見人など、意思能力・行為能力を欠く者の税務上の義務について、何等変更を来したわけではない。

「意思能力・行為能力」、それに問題のある者を保護する「代理」など、民法上の概念が税法・行政法・公法の領域でも妥当するのとか、これまでも議論は多岐にわたりになされてきた。しかし、意思能力・行為能力を欠く者(以下、「判断能力が不十分な者」)に税務上の義務を否定する、というものではない。判断能力が不十分な者が、自ら税務上の義務を果たすことができない場合、代理人等によってこれを果たさざるを得

報告、主張がなされている。本稿では、税理士目線で成年後見制度を捉え直し、いくつかの課題を挙げ、問題提起を試みたい。

ず、問題はどのようにして代理人等がそれを果たすのかに移ることになる。

税務上の義務違反、例えば無申告・過少申告に対しては、加算税等の制裁が用意されている。ただし、「正当な理由」がある場合にはこれが免除される。不確定概念とされる「正当な理由」は、個別事案ごとに判断され、判断能力が不十分な者に対する加算税賦課の適否も本人あるいは代理人等の個別の事情が検討されることになる。

ところで、狭義の後見の場合、①本人が申告義務違反をしているわけではなく、しかも代理人たる成年後見人の選任は家裁が行うのに、本人に帰責事由があると言えるのか、②加算税制度の目的は、特別の経済的負担を課すことにより申

告義務の履行確保を図ることであると理解するとして、代理人たる成年後見人がその義務を履行しなければ本人は加算税が課されることになるが、それでも加算税制度の目的が達成されるといえるのか、③加算税が課された場合、なるほど成年後見人に対して損害賠償責任を負わせることは可能であるが、加算税の処分対象者はあくまでも本人のみである、などの疑問が生じる。狭義の後見の場合、加算税を課さない「正当な理由」に関して実務上の柔軟な対応、さらにその法制化、本人ではなく成年後見人(のみ)についての「正当な理由」であることを前提とした議論も必要となろう。

2 代理人の立場

(1) 業法抵触の危険

(2) 選挙権なき主権者 成年被後見人及び被保佐人にはいくつもの資格制限があり、ここに成年被後見人は選挙権が剥奪されるため(公職選挙法11①)、これを嫌って成年後見制度の利用を避ける者もいる。納税義務(憲法30)は負わなければならないが、基本的な権利の一つ参政権(同15)が奪われていることに対し素朴な疑問がわく。

毎年の2万人以上の者(平成23年は24,092人)が後見開始の認容を受けているが、これを毎年2万人

の者が選挙権を剥奪されているとみれば制度上の欠陥とも考えられる。選挙権回復訴訟の提起、反対運動も進められているが、納税者権利憲章の策定を推進する税理士としては、何等かの動きが必要ではないだろうか。納税申告行為、参政権ともに主権者として国の行政・政治に直接的に関わるものと考えれば、この点も課題と考えるべきであろう。

一般に、代理権が本人の意思に基づいて生じる場合を任意代理、法律の規定に基づいて生じる場合を法定代理という。法定後見(後見、保佐、補助)は典型的な法定代理とされるが、任意後見は任意代理ではあるものの、契約の効力発生時期などの点で特殊なものとなる。任意代理と法定代理の区別は復代理、代理権の消滅等において意味があるとされるが、この区分が代理権の範囲を決するわけではない。

代理権は、狭義の成年後見人には本人の財産を管理するために必要な一切の行為すなわち包括的に、保佐人及び補助人には家裁の審判によって付与された範囲で、また任意後見人にはその

具体的な契約(で付与された代理権)の範囲で生じる。税務代理は財産管理(行為)の一つとされ、狭義の成年後見人には当然、保佐人及び補助人には家裁の審判でこれが付与されれば、また任意後見人も契約(代理権)でこれが定められていればその職務となる。

「業法とする」の判断基準は「反復継続(の意思)」と解されている。このことから、税理士以外の(ことに財産管理を中心とする)専門職後見人あるいは法人後見人が財産管理行為たる税務代理を「反復継続(の意思)」をもって行うことに疑義は生じないだろうか。

弁護士、司法書士、法人後見人が全体の3割を超える現状、これらへのさらなる期待を見ると、業法抵触のみを問題視するのは、制度理解、実情認識の不足と反論も予想されるが、成年被後見人等、納税者の権利保護を念頭に再考が迫られるように。

負っている。税務代理を財産管理の一つとすれば、成年後見人等には税理士と同様の責任が課されることになるとも言える。毎年散見される、税法等の不知、解釈・適用誤りなどによる税賠事故の発生を考えると、成年後見人等にもその恐れなしとはいえない。成年後見制度の解説書、実務書でこの点を指摘するものが見当たらない(見落としがあればご容赦願いたい)。成年後見人等がこの点を理解していればともかく、責任のみ押しつけられる危険性があり、本人にもその不利益が及ぶこととなるのは前述の通りである。

「2010年成年後見法世界会議」で採択された「横浜宣言」において、成年後見人に求められる資質の一つとして、「正確な会計帳簿を付け、任命権者たる裁判所あるいは公的機関の要請に応じて速やかにそれを提出する」ことが挙げられている。また、東海税理士会では、去る6月開催の総会において、税理士が公益活動、社会貢献事業に積極的に参加できるよう会則の変更を行ったとのことである。

税理士は、成年後見人に求められる資質を有しているし、会則等によってその活動が支援されれば成年後見制度へのさらなる参加も



信太 貢 [京橋]

とを思い起こせば、先のデメリットとの指摘には否と言わざるを得ない。

一部あるいは特殊なデメリット(とされる点)をとりえ(本人以外の意思により)成年後見制度の利用を躊躇した場合、判断能力が不十分な者は、同じ土俵に乗ることすらできないではないか、という説明は観念的過ぎようか。

例えば、同様に高齢者等の生活支援制度としても活用される「信託(いわゆる福祉型信託)」は、成年後見制度か信託かの二者択一ではなく、これらを併用することによりそのデメリットとされる点を克服できると考える。

III 今後の展開

「2010年成年後見法世界会議」で採択された「横浜宣言」において、成年後見人に求められる資質の一つとして、「正確な会計帳簿を付け、任命権者たる裁判所あるいは公的機関の要請に応じて速やかにそれを提出する」ことが挙げられている。また、東海税理士会では、去る6月開催の総会において、税理士が公益活動、社会貢献事業に積極的に参加できるよう会則の変更を行ったとのことである。

税理士は、成年後見人に求められる資質を有しているし、会則等によってその活動が支援されれば成年後見制度へのさらなる参加も

用を検討すべきであろう。(2) 常に問い続ける

社会福祉・社会保障と同様、成年後見の現場で、「自律(日本人の意思の尊重)」か「保護(日本人の保護)」かの選択が迫られる場面がある。それを意識的あるいは無意識的に避けるため、成年後見制度の利用に踏み切れないとの声もある。結論のみを述べれば、「自律」か「保護」かは、時間・場面・ケースによってその軽重を計るべきであり、これを常に問い続けることにこそ意味があるといえよう。仮に、実務において成年後見人等が、この点を意識していないとすれば何等かの問題が発生しているのではないかと、自省すべき時なのかも知れない。

期待されよう。

それと同時に、成年後見制度における税務代理の問題点を始め、税務上の義務、他の制度との有効な併用法などの検討・提言は、税理士本来の使命ではないだろうか。

【参考】
・浦東久男「成年後見制度の税法上の義務」総合税制研究9号
・高山由美子「自律か保護か」実践成年後見No.33/2010・4